

## 建設業許可申請時における確認書類等について

### 1 確認対象建設業者

確認の対象となる建設業者は、平成 24 年 11 月 1 日以降、新規、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加の許可申請を行う(又は、同日付以降の受付となる)全ての建設業者とします。

### 2 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用に関する確認

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入を確認する建設業者は、「法人の事業所（営業所）」及び「個人経営で常時 5 人以上の従業員を使用する事業所（営業所）」が、**適用事業所**（確認対象事業所）となります。個人経営で常時使用する従業員が 4 人以下の場合は、適用除外となります。

#### （1）「健康保険等の加入状況（様式二十号の三）」の記入について

- ア. 建設業許可申請書の「営業所一覧表」に記載した営業所毎に、「保険加入の有無」の「健康保険」及び「厚生年金保険」各々の欄に「加入：1」「未加入：2」「適用除外：3」を記入してください。
- イ. なお、「従業員数」は、兼業がある場合を除き、建設業許可申請書の「使用人数」と、一致した員数を記入してください。

#### （2）社会保険の加入の確認書類について：下記のア、イ、ウのいずれか 1 点（写し可）

- ア. 許可申請時直前の保険料納付に係る「領収証書」<資料 2-1>
- イ. 許可申請時直前の保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」<資料 2-2>
- ウ. 許可申請時直近の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」<資料 2-3>

#### 記載上の注意

- 適用事業所における「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入については、様式二十号の三に記載された従業員が、全員※加入している場合に、「加入:1」と記載します。※法人の役員は含むが、個人事業主は含まない。
- 適用事業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が、年金事務所長の承認を受けて、「全国土木建築国民健康保険組合」等の国民健康保険に加入している場合は、「適用除外：3」と記載します。この場合、当該国民健康保険組合が発行する加入証明書又は、法人・個人事業主の支払いに対する保険料領収書を確認します。
- 小規模な事業所（営業所）であるため、人事管理部門を有する本店で、全ての保険加入の手続を行っている場合は、当該営業所については、「保険加入の有無」欄は、「加入：1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は、本店に記入した同一の内容を記載することになります。
- 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）に掲載している記載要領も、併せてご確認ください。

### 3 雇用保険の適用に関する確認

雇用保険の加入を確認する建設業者は、「労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）」が、**適用事業所**（確認対象事業所）となります。

#### (1) 「健康保険等の加入状況（様式二十号の三）」の記入について

ア. 建設業許可申請書の「営業所一覧表」に記載した営業所毎に「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄に「加入:1」「未加入:2」「適用除外（常時使用する労働者が0人の事業所（営業所））:3」を記入してください。

イ. なお、「従業員数」は、兼業がある場合を除き、建設業許可申請書の「使用人数」と、一致した員数を記入してください。

#### (2) 雇用保険の加入の確認書類について：下記の ア及びイ、又は ウのいずれか1点（写し可）

ア. 許可申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」<資料 2-4>

イ. アにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」<資料 2-5>

ウ. 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)<資料 2-6>

※アとイは、セット

#### 記載上の注意

- 適用事業所における「雇用保険」の加入については、雇用する労働者が全員加入している場合に、「加入:1」と記載します。
- 小規模な事業所（営業所）であるため、人事管理部門を有する本店で、全ての保険加入の手続きを行っている場合は、当該営業所については、「保険加入の有無」欄は、「加入:1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は、本店に記入した同一の内容を記載することになります。
- 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）」に掲載している記載要領も、併せてご確認ください。